介護保険制度の主な改正内容について

1　介護保険料の改定　【平成30年４月から】

第７期介護保険事業計画に基づき今後３年間の介護保険事業費を賄うため、第１号被保険者の保険料を改定しました。

（１）介護保険料の基準額（月額）

5,500円　（第６期：5,200円）

※参考　神奈川県平均　5,737円、全国平均　5,869円

介護保険料の基準額は、第１号被保険者１人が負担する基準となる保険料額です。第７期計画期間（平成30年度から３年間）の介護保険事業費の見込額から、第１号被保険者の負担すべき額を算出し、予定収納率を加味した上で、これを３年間の第１号被保険者の見込み数で除して算定しています。また、介護保険給付費準備基金を取崩し、基準額を軽減しています。

（２）所得段階の変更

第１号被保険者の保険料は、所得状況等に応じ複数段階に分け、段階ごとに基準額に保険料率を乗じて算出します。保険料段階の主な変更点は、次のとおりです。

①　最上位段階であった第16段階の上に第17段階を設定し、料率を2.1とする。

②　国の基準変更に伴い、所得段階設定を変更する。

・第10段階と第11段階の区切りの変更　190万円→200万円

・第11段階と第12段階の区切りの変更　290万円→300万円

（３）その他

①　法改正に伴い、保険料算定に用いる合計所得金額の計算方法を変更しています。

・土地・建物の譲渡所得（分離課税分）にかかる特別控除を行う。

・非課税者は、公的年金等の所得金額を算入しない。

②　消費税引き上げ分の一部を財源に第１、２段階の保険料を第６期に引き続き軽減しています。

2　介護保険施設に「介護医療院」が創設　【平成 30 年４月から】

・長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

・療養病床の転換先となりますが、本市内の療養病床を持つ医療機関等に平成 29 年度に調査した際は、転換の意向はなく、現時点では予定はありません。

３　共生型サービスが創設　【平成30年４月から】
（介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス）

これにより、指定を受けた障害福祉サービス事業所で、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護のサービスを受けられます。

４　介護保険サービス利用時の金額の変更　【平成30年４月から】

人材不足による人件費の増加、地域包括ケアシステムへの移行などを見据え、事業者の安定的経営の確保などの観点から、2018年度の介護報酬の改定率はプラス0.54％となりました。

５　一定以上の所得のある方の負担の見直し　【平成 30 年 8 月から】
（65 歳以上の第１号被保険者のみ）

２割負担者のうち特に所得の高い層の方の負担割合が３割になります。

３割負担となる所得： 本人の合計所得金額 220 万円以上で、同じ世帯の 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計金額」が単身の場合 340 万円以上、２人以上世帯の場合 463 万円以上の人

○負担割合判定基準

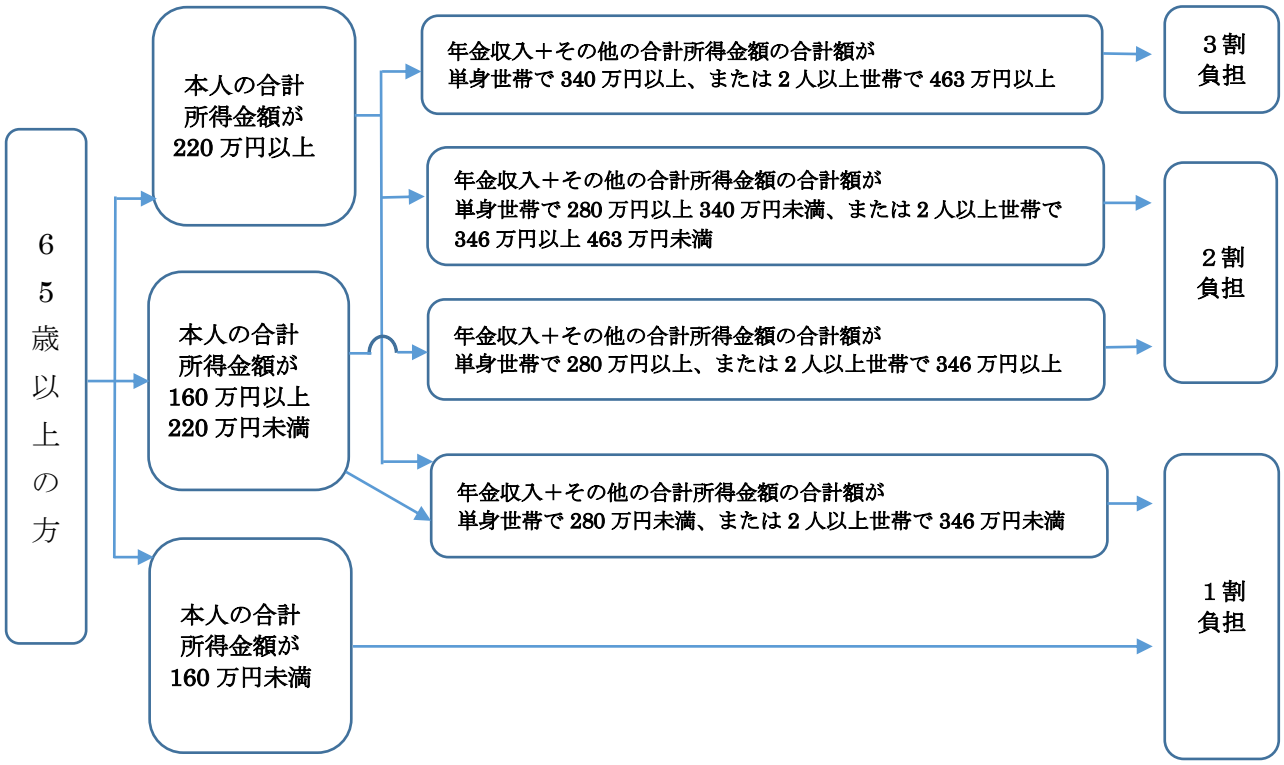

※第２号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず１割

６　高額医療・高額介護合算制度の限度額の見直し　【平成 30 年 8 月から】
（70 歳以上の被保険者）

医療保険と介護保険のそれぞれの利用者負担額について、月ごとの負担限度額を適用後、年間の利用者負担額を合算して限度額を超えたとき、申請によって後日支給を行う高額療養・高額介護合算制度の現役並み所得者の限度額が一部引き上げられました。

現役並みの所得者の限度額

所得区分	限度額
課税所得 145 万円以上	67 万円

⇒

所得区分	限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円

７　福祉用具貸与の見直し　【平成 30 年 10 月から】

福祉用具貸与について、全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行います。上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外です。

上限額の考え方：

上限設定は、商品ごとに行い、「全国平均貸与価格+１標準偏差（1SD）※」を上限とする。

※標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1 標準偏差(1SD)」は上位約 16%に相当する(正規分布の場合)

また、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員に対し、以下のことを義務付けました。

１　貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。(平成 30 年 10 月から)

２　機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。(平成 30 年 4 月から)

３　利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。(平成 30 年 4 月から)